

令和 8 年 10 月 1 日

医療法人純真会

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員が仕事と子育て・生活を両立させ、その能力を十分に
発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日（3 年間）

2. 当法人の課題

- ・男性の育休取得期間拡大と定着
- ・育児期職員の復帰支援および両立支援制度の運用定着
- ・有給取得促進

3. 目標と取組内容・実施時期

【目標 1】（育児休業取得推進と復職・両立支援）

女性職員（無期有期間わず）の育児休業取得率 100%を維持する。 また、男性職員の育児休業取得率 100%、かつ「取得者のうち 2 週間以上の取得者割合 5 0 %以上」を目指す。

<取組内容・実施時期>

- ・令和 8 年 10 月～

本人または配偶者が妊娠・出産予定の職員に対する個別面談・意向確認の徹底、および相談窓口の周知

- ・令和 9 年 4 月～

復帰予定者に対する復職前後のフォロー面談の実施

- ・令和 9 年 10 月～

育休・時短・看護休暇等の各種申請手続きの簡素化（オンライン化・書類簡略化）

【目標 2】（労働時間の適正化・年休取得促進および職場環境の整備）

時間外労働時間「全職員平均月 10 時間未満」を維持し、有給休暇取得率 70%以上を目指す。

また、ハラスメント防止研修を年 1 回以上実施する。

<取組内容・実施時期>

- ・令和 8 年 10 月～（継続）

有給休暇および時間外労働状況の毎月確認と、未達部署・個人への呼びかけ・サポート

- ・令和 9 年 4 月～

全職員を対象としたマタハラ・パタハラ等防止研修の実施